

焼却炉施設建設等・操業反対 全国裁判情報

（中間まとめ）

2002年6月現在（調査継続中）

止めよう！ダイオキシン汚染・関東ネットワーク

担当・津川敬（連絡先：鎌ヶ谷市西道野辺10-26-402

TEL&FAX 047-446-0212

焼却施設建設反対・操業反対裁判アンケート整理表 2002年7月現在

建設(予定)地	福岡県宗像市大字池浦
炉の種類(いづれかに)	焼却炉 <u>溶融炉</u> メーカー名(新日鉄) 160t/日
裁判の種類 (いづれかに) [訴状タイトル]	<u>仮処分</u> <u>本訴</u> <u>建設差止</u> <u>操業差止</u> 「一般廃棄物焼却施設建設工事差止仮処分命令申立」
運動組織の名称 責任者名	池浦ゴミ焼却場建設の白紙撤回を求める住民の連合会 倉本和子:宗像市ひかりヶ丘3-6-15 0940-32-0730
原告(債権者)名 原告(代理人)名	野崎雅子・倉本和子 原告数 468人 弁護士:幸田雅弘(九州合同法律事務所) 092-641-2007 " " " :藤尾順司(はかた共同法律事務所) 092-752-3208
被告(債務者)名 被告(代理人)名	古賀市外1市4町じん芥処理組合 弁護士:三ッ角直正、浅野秀樹、岩田 務
事件の発端と経緯 (計画を知った日 交渉の経緯)	1998年10月24日、組合の焼却施設が池浦に決定したことが新聞報道され、その後地元周辺で1~2回づつ住民(ゴミ住連)主催の説明会が2回(1999年4月と5月)開催されたが住民の疑問に答えるものではなかった。さらに十分な説明を、と要求し、50回以上にのぼる要請書を提出、抗議行動も行ったが組合側は一切の説明会を拒否してきた。 もともと1広域圏(組合)に1施設を建設する予定であったが“首長の対立”が原因で2施設(東部と西部)を建設することになった。そして2000年10月、ほとんど同時に行われた機種の入札において東部(宗像市側)が新日鉄に、西部(古賀市側)が三井造船に振り分けられたのである。 1999年2月22~3月3日、清掃工場建設計画と生活環境影響調査報告の仮縦覧。同年4月1日、住民の連合会発足。建設予定地は住民側の調査で感染性廃棄物などが大量放置されている場所と判明。さらにその場所は宗像市、玄海町、福岡町、津屋崎町13万人の水道水源となっている吉田・多礼両ダムからわずか600メートルしか離れていない。 99年9月、福岡地裁にその旨申立てを行い、現地にてその検証が行われた。その後も建設の問題点に関して次々と仮処分を申請した。同年6月福岡県都市計画地方審議会においてこの計画の承認に当たり「住民の理解を得て不安を取り除くため一層の努力を」との異例の付帯意見がついた。2000年10月、組合は造成工事を強行する気配をみせる。これに対し住民側は100人から200人を動員し、連日抗議。その攻防は2001年3月までつづくが、組合側は有刺鉄線を張り巡らし、強行着工に入った。
裁判に至った経緯 と現状(継続中ま たは結参考人招致 の有無)	強行着工以降、仮処分申立てに向け原告団結団式。現地説得行動。じん芥処理組合に対する抗議行動が重ねられたが、2001年4月20日、組合が溶融炉と最終処分場の設置届を県に提出。住民側、県に対し6月7日まで5回の交渉を行ったのち、同年6月28日、東部清掃工場建設差止めの仮処分申立てを行う(住民約100人。弁護士11人)。 その後、対県交渉、現地監視行動、仮処分審尋への出席等が積み重ねられたが、2002年3月20日、建設差止めの本裁判提訴に至った。第1回口頭弁論は7月19日。
裁判費用等(現在 までの概算額・費 用捻出方法等)	約280万円。弁護士(8人)費用220万円。その他400万円。費用捻出方法は原告団から1人1万円の拠出。そのたカンパで賄う。
その他	(裁判経過一覧) 99年 8月25日:感染性廃棄物証拠保全申立 " " 年12月22日:有害物質漏出禁止仮処分申立て 本訴へ 00年10月 6日:(廃棄物撤去)工事差止仮処分命令申立 " " 年12月 8日:工事妨害禁止仮処分命令申立(船 より) " " 年 " 月25日:(造成)工事差止仮処分命令申立 01年 3月 9日:工事妨害禁止仮処分命令中立事件(船 より) " " 年 6月28日:建設工事等差止仮処分命令中立事件 " " 年11月16日:損害賠償を怠る事実の違法確認請求事件 02年 3月20日:建設工事等差止請求事件

焼却施設建設反対・操業反対裁判アンケート整理表 2002年6月現在

建設(予定)地	福岡県古賀市鑑内
炉の種類(いづれかに)	焼却炉 <u>溶融炉</u> メーカー名(三井造船)160t/日
裁判の種類 (いづれかに) [訴状タイトル]	<u>仮処分</u> <u>本訴</u> <u>建設差止</u> <u>操業差止</u> 「一般廃棄物焼却施設建設差止仮処分命令申立」(福岡地裁)
運動組織の名称 責任者名	古賀市ごみ問題連絡協議会 藤井慶太 福岡県古河市舞の里5-21-10
原告(債権者)名 原告(代理人)名	原告団長:徳田美代子 原告513名 弁護士:林田賢一(福岡東部法律事務所) 福岡市東区香椎駅前2-15-3 092-662-1260
被告(債務者)名 被告(代理人)名	古賀市他1市4町じん芥処理組合(組合長:池浦順文)
事件の発端と経緯 (計画を知った日 交渉の経緯)	1999年9月、新聞報道により建設計画が明らかになる。 2000年7月、度重なる要求で、住民説明会が開催されるが組合は住民の質問に答えられず。同年9月、環境影響評価書の縦覧が行われる。組合は住民の意見書を口々に読まず、県に対して「何ら取り上げるべき意見はなかった」と報告し、同年11月造成工事に着工。住民による実力阻止行動はじまる。
裁判に至った経緯 と現状(継続中ま たは結参考人招致 の有無)	2001年2月、建設差止めの仮処分申立て。同年3月、組合および古賀市職員による住民の強制排除はじまる。 2002年4月、仮処分で不利な決定が下されそうな状況からそれは眠らせ、本訴提出に至る。 タイトル名 「一般廃棄物焼却施設建設・操業差止請求事件」
裁判費用等(現在 までの概算額・費 用捻出方法等)	仮処分および本訴印紙代、コピー代などで430万円。 原告1人につき1万円。また1世帯原告1人の場合2万円、 原告2人の場合、3万円を徴収。
その他	宗像も古賀も同一広域圏であり、本来は1広域1施設が原則だが、両地域にそれぞれ造ることになった。組合(古賀市外1市4町じん芥処理組合)は圏域の広さを挙げているが、実際は三井資本と新日鉄資本が競合し、介入する政治家の顔を立てるため無理矢理二つ造ったというのが真相らしい。

焼却施設建設反対・操業反対裁判アンケート整理表 2002年6月現在

建設(予定)地	三重県四日市市小山町(三重県 環境保全事業団の敷地: 400mの地点に広大な住宅地)
炉の種類(いづれかに)	ガス化溶融炉(キルン式+表面溶融炉) 石川島播磨重工業+クボタJV 240t/日
裁判の種類 (いづれかに) [訴状タイトル]	<input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 本訴 <input type="checkbox"/> 建設差止 <input type="checkbox"/> 操業差止 「ガス化溶融施設操業差止訴訟」(津地裁四日市支部)
運動組織の名称 責任者名	「みどりと環境を守る四日市市民の会」 尾崎貞夫 (四日市市桜台2-5-301・0593 27-1455)
原告(債権者)名 原告(代理人)名	尾崎貞夫(原告団長) 原告数26名 弁護士: 松葉謙三(松葉法律事務所: 0593-26 6812) 出口 崇(出口法律事務所: 059-254 0266)
被告(債務者)名 被告(代理人)名	三重県環境事業団 理事長: 若山明夫 宇津木 寧 楠井嘉行
事件の発端と経緯 (計画を知った日 交渉の経緯)	2000年11月、近隣住民の過半数が計画の存在を知った時点が事件の発端である。それまで、環境影響評価書縦覧(同年8月22~9月25日)や「溶融炉建設工事の本契約」等を一部住民(地主・自治会長ら)にしか知らせぬまま、法手続きが三重県主導で進められた。計画の存在を知った住民側は11月以後、県議会への働きかけ、知事、市長への申し入れ、署名運動などを強力に行ったが、手続き上合法、とする県の姿勢は少しも軟化することはなかった。 住民側の要求により県は2000年12月18日、桜地区での説明会を開催した。出席者は五百数十名。延々17時間に及んだが、引き続き水沢地区でも住民の理解は得られなかった。同年12月22日、県は設置許可を、翌年2月1日には四日市市が都市計画法に基づく開発許可を下ろした。それを受け、2月7日、事業団は2002年12月の操業開始に向け着工に入った。
裁判に至った経緯 と現状(継続中 または結参考人招致 の有無)	上記の経緯から、残された道は司法の手を借りるしかないとの判断で2001年3月9日、工事中止の仮処分命令を求めて申立てを行った。中心となって動いたのは「市民の会」。 だが、2002年1月11日、津地裁より申立て却下の採決が下った。仮処分命令申立ての審査はすべて文書で行われ、特にガス化溶融炉の技術、安全問題について裁判官が十分理解の上判断ができたとはいいいがたい。当初、名古屋高裁へ上告する予定であったが、法廷での公開論戦が可能である本裁判で争うため、7月5日、原告団26名は津地裁四日市支部に操業の差止めを求める訴訟を起こした。印紙代が高く、原告団の人数を絞った。
裁判費用等(現在 までの概算額・費用 捻出方法等)	費用概算30~50万円(内訳: 裁判所納付金、資料収集、提出書類印刷費、通信費、交通費の一部など)弁護士費用はボランティアでお願いしている。
その他	我々の主張は、施設が住宅密集地に近い、タイオキシソ類及び重金属類の飛散、採用技術がガス化炉と溶融炉に分かれた実績のない技術であることに加え、事故時の有毒ガス漏洩による急性健康被害を特に問題としている。

焼却施設建設反対・操業反対裁判アンケート整理表 2002年6月現在

建設(予定)地	愛知県豊橋市(豊橋市資源化センター敷地内)
炉の種類(いづれかに)	焼却炉 <input checked="" type="checkbox"/> 溶融炉 メーカー名:三井造船(キルン式ガス化溶融炉)
裁判の種類 (いづれかに) [訴状タイトル]	仮処分 <input checked="" type="checkbox"/> 本訴 建設差止 操業差止 <input checked="" type="checkbox"/> その他 「費用差止請求・概算払費用返還請求訴訟」(名古屋地裁)
運動組織の名称 責任者名	豊橋の焼却炉を考える市民の会(代表・市野和夫) 豊田八千代 連絡先 豊橋市石巻本町中野口26 TEL:0532-88-5071 FAX:0532-88-4873
原告(債権者)名 原告(代理人)名	団長名 上記に同じ 連絡先上記に同じ 原告数 114 氏名 籠橋隆明 法律事務所名 連絡先 「名古屋E&J法律事務所」 052 528-1560
被告(債務者)名 被告(代理人)名	三井造船&豊橋市 首長名 早川勝 弁護士:後藤紀 菅沼昌史
事件の発端と経緯 (計画を知った日 交渉の経緯)	1997年、豊橋市議会に対し早川勝市長が「焼却炉更新については三井造船のガス化溶融炉に決定」と宣言し、市議会は大混乱となった。激しい論議がつづき、市民の反対運動も起こったが市長はこれに耳をかさず、強引にことを進めた。その後市議会内部は財界をバックにした市長派の勢力が大きくなり、導入賛成派が増えてきた。 なお同市は古くから三井造船の技術提携先であるドイツ・シーメンス社との関わりが深く、医療機器導入を巡るスキャンダル等が跡を絶たなかった。
裁判に至った経緯 と現状(継続中ま たは結参考人招致 の有無)	1998年8月、同型炉がドイツ・フルト市でガス漏れ事故を起こしたにも関わらず、翌9月に三井造船と正式契約。 1999年2月19日、名古屋地裁に住民訴訟を起こし、同年4月、本訴に切り換える。2002年3月住民側敗訴。現在同高裁に控訴中。
裁判費用等(現在 までの概算額・費 用捻出方法等)	すべて募金。会の運動費は別。 弁護士3人分@10万円=30万円(着手金) 1999年4月~2002年6月
その他	試運転中の2002年1月31日、電気系統(配電盤)から出火。真相が判明するまで引渡しを受けるな、と要求したが、それを無視し、4月、正式稼働に入る。1号炉は5月27日から6月27日まで、2号炉は6月16日から7月17日まで定期点検および修理。スラグは現在埋め立てているが、7月に予定されているJISを取得すればトン10円で売却可能というが。

焼却施設建設反対・操業反対裁判アンケート整理表 2002年6月現在

建設(予定)地	東京都渋谷区東一丁目35番の1
炉の種類(いづれかに)	<u>焼却炉</u> 溶融炉 メーカー名: 荏原製作所(流動床炉: 200t/1基)
裁判の種類 (いづれかに) [訴状タイトル]	<u>仮処分</u> <u>本訴</u> <u>建設差止</u> <u>操業差止</u> その他 東京都渋谷地区清掃工場建設操業差止請求訴訟
運動組織の名称 責任者名	渋谷清掃工場差し止め裁判の会 代表者: 戸井田宗二郎 TEL&FAX: 03-3461-8010
原告(債権者)名 原告(代理人)名	団長名: 戸井田宗二郎 原告数: 54 弁護士: 樋渡俊一 樋渡源蔵法律事務所 梶山正三他3名 連絡先: 03-3797-1677
被告(債務者)名 被告(代理人)名	東京都二十三区清掃一部事務組合 当時責任者: 西野善雄 弁護士: 河野道孝 特別区人事厚生事務組合法務部(03 5210 9866)
事件の発端と経緯 (計画を知った日 交渉の経緯)	1991年10月 読売新聞が建設計画をスッパ抜き。96年ごろより一部住民(町会・PTAなど)との説明会がひんばんに開かれる。97年3月、環境影響評価書案の説明会開始。以降、公聴会、見解書の説明とつづく。その間、清掃工場用地購入をめぐる疑惑があり、裁判に訴える。 現場は直近の人家から数10メートルと離れていない、都内でも有数の人口密集地であり、東急東横線が渋谷駅を出て右へ大きく迂回するあたりの三角地帯である。おそらく日本全国で最も劣悪な立地条件であること、また当時の23区はバブルの崩壊でごみが劇的に減っていた時期でもあった。しかし折悪しく清掃事業が東京都から各区への移管という問題が起き、計画縮小の障害となっていた。 1998年1月4日、周辺住民の反対を押し切り、本体工事を強行着工。
裁判に至った経緯 と現状(継続中または結参考人招致の有無)	1998年12月28日、渋谷清掃工場建設差止め仮処分を東京地裁に請求申立て。だが東京都はそれを無視して工場の建設を進めたため、竣工後の2000年5月31日、操業差止めの本訴に切り替えた(原告54名)。 2001年4月20日工場が試験稼働に入ったが、廃熱ボイラーなどにトラブルがあいつぐ。同年8月1日、引渡しを受け、本稼働開始。 2002年4月24日、第14回公判で宮田秀明・摂南大学教授と青山貞一・環境総合研究所々長から意見書が提出される。
裁判費用等(現在までの概算額・費用捻出方法等)	裁判開始とともに原告の醸金・住民からのカンパにより、今日まで年間100~200万円を確保。
その他	現在宮田秀明・摂南大学教授と青山貞一・環境総合研究所々長を証人に要請。燃焼計算式や安全性などにつき被告側に具体的な資料提出を要求中。

焼却施設建設反対・操業反対裁判アンケート整理表 2002年6月現在

建設(予定)地	福岡県朝倉郡三輪町大字栗田字釜寺
炉の種類(いづれかに)	焼却炉 溶融炉 メーカー名: NKKコークスベッド方式直接溶融炉
裁判の種類 (いづれかに) [訴状タイトル]	仮処分 本訴 建設差止 操業差止 その他 一般廃棄物焼却施設建設差止請求事件
運動組織の名称 責任者名	三輪町の自然を守る住民の連合会 会長: 竹村富造 事務局: 片井克美(三輪町大字栗田1179-3) 0946 24-3923
原告(債権者)名 原告(代理人)名	原告団長: 竹村富造 弁護士: 馬奈木昭雄外(あおぞら法律事務所) 福岡市中央区2-7-11 齊藤ビル3F TEL 092-721-1425 FAX 092-721 1498
被告(債務者)名 被告(代理人)名	甘木・朝倉・三井環境施設組合(組合長: 手柴豊次三輪町長) 弁護士: 春山九州男(春山法律事務所 TEL 092-712-2458) 他7名 " " " : 小野 裕樹(平和台法律事務所 TEL 092 761 4403)
事件の発端と経緯 (計画を知った日 交渉の経緯)	甘木・朝倉・三井環境施設組合は甘木市、三輪町、夜須町、杷木町、小石原町、宝珠山村、大刀洗町、北野町(総人口約13万人)で組織。96年、三輪町栗田区に建設を申し入れ。栗田区検討委員会はガス化溶融炉容認で事実上受け入れを表明。三輪町は県のほぼ中央に位置し、人口1万3000人。施設組合は栗田区に隣接する久光区、弥永区には秘密で計画を進めた。99年6月、三輪町議会が住民の反対請願を否決。同年7月栗田区臨時戸主会が建設同意の強行採決を行う。同年8月30日、「住民の連合会」発足。99年秋以降、2度の説明会で計画の矛盾点が明らかになる。安全性や決定経過についてさらに説明を求めたが、3度目は否。2000年2月、連合会は厚生省に「国庫補助金の支出を認めるな」の要望書を提出。施設組合は説明会を開かぬまま環境影響調査結果の縦覧を始める。同年7月21日、施設組合は直接溶融炉2社でコンペを行い、NKKを採用。すでにNKK路線は決まっていたとの怪文書が流れる。2社入札となるも落札ならず、随意契約でNKKに決定。92億5000万円で仮契約。00年12月、廃掃法による設置届も出さずに造成工事を始める。連合会は01年1月22日福岡地裁に建設差止めの仮処分を申請するも、2月26日、組合側が地鎮祭強行、揉みあいとなり、住民側に2名の負傷者が出る。3月6日、福岡県、設置届を受理し、ただちに杭打ち工事始まる。2002年3月20日、福岡地裁に建設差止めの本裁判提訴(仮処分は決定が出ないまま取り下げ)。2002年7月9日第1回口頭弁論が予定されている。
裁判に至った経緯 と現状(継続中または結参考人招致の有無)	
裁判費用等(現在までの概算額・費用捻出方法等)	約400万円。 原告団443名からの拠出およびカンパ。
その他	

焼却施設建設反対・操業反対裁判アンケート整理表 2002年6月現在

建設(予定)地	栃木県宇都宮市茂原777番地の1他 {通称・クリーンパーク茂原}
炉の種類(いづれかに)	<input checked="" type="checkbox"/> 焼却炉 <input type="checkbox"/> 溶融炉 メーカー名: (株)クボタ(リサイクルプラザ、下水汚泥溶融炉併設の複合施設)
裁判の種類 (いづれかに) [訴状タイトル]	仮処分 <input checked="" type="checkbox"/> 本訴 <input type="checkbox"/> 建設差止 <input checked="" type="checkbox"/> 操業差止 <input type="checkbox"/> その他 一般廃棄物中間処理施設操業差止請求事件
運動組織の名称 責任者名	茂原ごみ裁判を進める会(宇都宮市茂原862) 鈴木さちえ TEL 028 654-1343 FAX 028-653-8915
原告(債権者)名 原告(代理人)名	原告団長 鈴木さちえ 原告数 22 井上清成(井上法律事務所) 小嶋 勇(勇法律事務所)
被告(債務者)名 被告(代理人)名	宇都宮市(代表者市長・福田富一) 新江 進(新江法律事務所) 028-635-8433
事件の発端と経緯 (計画を知った日 交渉の経緯)	1991年6月、宇都宮市議会で建設計画が浮上。事態は水面下で進み、翌92年12月9日付け下野新聞第1面の報道によって住民は計画の存在を知る。宇都宮市ほか14市町村との共同事業で、焼却炉は1日処理量390トンという北関東随一の規模という。下水汚泥処理の溶融炉とともに1カ所に郊外発生施設を集中させる典型的なケースである。93年2月「茂原ゴミ焼却場を考える会」を結成(97年4月「茂原ゴミ焼却場等反対の会」に改組)。 96年7月には住民による宇都宮市役所前座込みが行われ、同年10月と97年6月の2回にわたり旧厚生省を訪問、施設建設にともなう国庫補助金支出の却下を求める。 97年7月、工事入札談合疑惑が起こり、公正取引委員会に独禁法違反事件の申告書を提出。
裁判に至った経緯 と現状(継続中または結参考人招致の有無)	97年9月、建設推進協議会に対する拘禁の違法支出金返還の住民監査請求するも却下される。同年12月、宇都宮地裁に違法公金支出金返還請求訴訟を提訴したが、99年6月却下。 99年7月、東京高裁に控訴するも2000年3月棄却。同年12月16日被告側試運転に入り、2001年3月17日、本格操業を開始した。同年4月4日、施設の操業差止め訴訟に踏み切り、現在に至る。これまで7回の口頭弁論が行われた。
裁判費用等(現在までの概算額・費用捻出方法等)	約350万円 原告団の拠出ならびにカンパ
その他	「クリーンパーク茂原」のある雀宮地区は安全面からみても地域住民の暮らしを脅かす危険な施設が集中する異常な状況にあります。そこに大型ごみ焼却場、下水・灰溶融炉、リサイクルプラザ(実体は破碎施設)が計画・建設されるのです。焼却場はすでに操業を開始、住民の方々は何も知らされず茫然としています。焼却場操業に伴ってばいじん、ダイオキシン、水銀、カドミウムなどの重金属類が排出されます。雀宮地区はこのままでは未来のあるこども達が安心して住めない地域になります。少しでも自分たちのできることをやろう、また何か手伝おうと欲する方々を切に求めています(代表・鈴木さちえ)。

焼却施設建設反対・操業反対裁判アンケート整理表 2002年6月現在

建設(予定)地	三重県亀山市布気町八輪431(旧施設{40t/日}脇)
炉の種類(いづれかに)	焼却炉 <input checked="" type="checkbox"/> 熔融炉 メーカー名:(新日鉄)80t/日
裁判の種類 (いづれかに) [訴状タイトル]	仮処分 <input checked="" type="checkbox"/> 本訴 建設差止 操業差止 <input checked="" type="checkbox"/> その他 「損害賠償代位請求住民訴訟事件」(津地裁:1999.12.15)
運動組織の名称 責任者名	なし 佐野満枝 三重県亀山市みずは台14-37(0595-82-9724)
原告(債権者)名 原告(代理人)名	佐野満枝 なし(佐野ほか女性3人が弁護士抜きで訴訟を起こす)
被告(債務者)名 被告(代理人)名	田中亮太・亀山市長(市長個人に対する訴訟) 弁護士・宇都木寧(名古屋市中央区錦2-4-3)
事件の発端と経緯 (計画を知った日 交渉の経緯)	人口4万人の亀山市がコークスベッド型直接熔融炉(新日鉄・80トン/日)を稼働させたのは2000年3月。旧焼却炉は40トン/日だったからモロ2倍の規模である。総事業費は71億7150万円。大規模化する理由は掘り起こしごみの熔融であった。こうした動きに早くから不審の念を抑えられなかった原告の佐野満枝氏ら3人の女性は99年9月24日、市の監査委員に対し「亀山市清掃センターごみ熔融炉建設における公費の無駄使い措置請求」を提出した。請求の根拠として厚生省(当時)の外郭団体、廃棄物研究財団が試算した金額との開きをあげている。それによると建設単価はトン当たり6150万円。だが亀山市のそれは約9000万円である。請求は当然のように斥けられた。
裁判に至った経緯 と現状(継続中または結参考人招致の有無)	この措置に不服とした女性3人は99年12月15日、弁護士をつけず本人訴訟で亀山市長としての田中享太個人を三重県津地裁に告訴したものである。市長個人を訴えた事に対し、被告側弁護士は「被告田中享太と機関たる亀山市との混同」と言い立てたが裁判長はとりあげなかった。裁判の主な争点は三つ。すなわち 新日鉄直接熔融炉導入に至る経緯が不透明、 熔融炉の基幹設備装置が別置装置として二重計上され、総事業費を押し上げた形跡があること、 契約方式が随意契約となっていること。
裁判費用等(現在までの概算額・費用捻出方法等)	結審までに約7万円 裁判所費用(印紙代等)、交通費、通信費等、原告各自で分担。
その他	地域社会にインパクトを与えるという初期の目的が達成されたため、控訴はしない。